

『統合失調症薬物治療ガイドライン』転載許諾のルール

1. 申し込み時に学会宛に使用時の原稿を提出していただく
2. 広報委員会で審査を行い、使用の可・不可を決定する
3. 使用可・不可を決定する際には、以下の2点を考慮する
 - ①学術目的・公的な目的などであれば、原則許可する
 - ②企業の場合は、部分的な引用や改変を都合よく行う場合があるので注意して審査を行う
4. 使用については、特に申し出がない限り、無償でよい
5. 広報委員会の審査においては、委員長が委員を複数名指名し、指名された委員が可/修正の上で可/不可の判断及びその根拠となるコメントを作成する。この審査結果を広報委員会委員全員のメール会議にて討議を行い、可/修正の上で可/不可を決定する